

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念の実践こそが「社会に信頼される企業であり続ける」ための基本と考え、事業を通じて持続的な成長と企業価値の向上に努めるとともに、コーポレート・ガバナンスを経営上の最重要課題として位置づけております。

そのため、当社は株主の権利の尊重と全てのステークホルダーとの協働に努め、適時適切な情報の開示を行うとともに、社外取締役・社外監査役による独立した監査・監督機能を有効に機能させて取締役会等の適切な責務を果たしてまいります。

【経営理念】

1. 空間情報事業を通じて、安心で豊かな社会システムの構築に貢献する
2. 社会的に公正であることを判断基準として、法令遵守、社会倫理を尊重し、常に正しさを追求する
3. お客様の信頼を誇りに、最高レベルの空間情報を提供する

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 議決権の電子行使のための環境整備】

当社では、議決権の電子行使を可能とするための環境整備や招集通知の英訳等の対応をとっておりませんが、現状の株主構成及び議決権行使状況を鑑みると対応の必要性は高くないものと考えております。

毎年株主構成を確認し、機関投資家や海外投資家の比率が上昇してきた場合は、これらの対応について改めて検討いたします。

【補充原則3 - 1 海外投資家等の比率等を踏まえた英語での情報の開示・提供の推進】

当社では、コーポレート・ガバナンスに関して英語での情報の開示・提供を行っておりませんが、現状の株主構成では海外投資家等の比率が高くないことから対応の必要性は高くないものと考えております。

毎年株主構成を確認し、海外投資家等の比率が上昇してきた場合は、これらの対応について改めて検討したいと考えております。

【補充原則4 - 10 独立した諮問委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は任意の諮問委員会を設置しておりませんが、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたっては、独立社外取締役を含む2名以上の非業務執行取締役の助言を経ることとしており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は担保されているものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

1. 政策保有に関する方針

上場株式の政策保有は、当社のサービス及び商品取引等の維持・拡大が期待され、有益かつ重要と判断できる場合に限り行っております。保有意義が不十分である又は資本政策に合致しない政策保有株式については縮減を進めます。

2. 個別の政策保有株式についての検証

当社は、毎年、取締役会において、政策保有株式として保有する全ての上場株式について、保有による便益やリスクが資本コストに見合っているか、政策保有株主との間の取引の経済合理性があるか等を検証し、保有の適否に関する評価を実施しております。

3. 政策保有株式の議決権行使基準

政策保有株式の議決権行使については、投資先企業の経営に影響を与え、企業価値向上につながる重要な手段と考えており、以下の事項を踏まえて中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうかを総合的に勘案し判断することとしております。

- ・議決権の行使は経済的な利益が増大することを目的に行われること
- ・株主の利益を最大にするような企業経営が行われるよう議決権行使すること
- ・企業活動に関する適時かつ適切な情報開示が促進されるよう議決権行使をすること

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社が当社の取締役、監査役、主要株主等と取引を行う場合には、「取締役会規則」に基づき、重要性の高い取引について、取締役会での審議、決議を要することとしております。また、1年に1回、各取締役、監査役へ関連当事者間取引に関する調査を実施しております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度として、確定給付企業年金と確定拠出年金を併用しております。

確定給付企業年金については、規約に基づき基本指針を定めて信託銀行に運用を委託しており、運用状況やスチュワードシップ活動等に関して報告を受け、適切にモニタリングしております。

確定拠出年金については、複数の運用商品を用意すると共に、専用サイトにおいて運用商品の実績、基礎知識動画、各ライフプラン・シミュレーションの情報提供を行うことで、従業員が自らのリスク許容度に応じた運用商品を選定できるよう教育を実施しております。

【原則3-1(i) 経営理念等、経営戦略、経営計画】

1. 当社の経営理念については上記「1. 基本的な考え方」及び当社ホームページにて公開しております。

<https://www.pasco.co.jp/corporate/philosophy/>

2. 当社の経営戦略、経営計画は、決算短信、株主通信や当社ホームページで公開しております。

決算短信、有価証券報告書、株主通信については下記アドレスをご覧ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/library/>

ビジネスモデル / 空間情報の収集能力 / 人材育成 / 研究開発 / セグメント情報等、要素ごとの経営戦略については、下記アドレスをご覧ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/management/>

2018年5月9日に策定した「パスコグループ中期経営計画 2018-2022」については、下記アドレスをご覧ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/management/plan/>

個別の経営計画については、決算説明会情報をご参照ください。

<https://www.pasco.co.jp/ir/library/rb/>

【原則3 - 1(ii) . コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

上記「1. 基本的な考え方」記載のとおりであります。

【原則3 - 1(iii) . 取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

1. 手続

取締役の報酬は、取締役会の授権を受けた代表取締役社長が、社内規程に定めた報酬基準に基づき、独立社外取締役を含む2名以上の非業務執行取締役の助言を経て、株主総会で決議された報酬限度額内において決定いたします。

2. 方針

取締役の報酬は、以下の要素を考慮して決定いたします。

(1)業務執行取締役

監督機能

任期及び中長期に向けた企業価値向上のビジョンの提示

取締役会での積極性

責任領域の定性・定量的評価(中長期計画に対する成果を含む)

業務改善の有無、その評価

(2)非業務執行取締役

上記 から の要素

【原則3 - 1(iv) . 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

1. 指名(選任)

(1)手続

取締役・監査役候補者の指名は、社内規程に定めた指名基準に基づき、代表取締役社長が候補者案を策定し、独立社外取締役を含む2名以上の非業務執行取締役の助言を経て、取締役会で審議の上決定しております。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得た上で取締役会に上程しています。

(2)方針

取締役・監査役候補者は、以下の要素に対する期待度を考慮して指名しております。なお、再任の場合は、実績を考慮しています。

業務執行取締役候補者

ア 監督機能

イ 任期及び中長期に向けた企業価値向上のビジョン

ウ 取締役会での積極性

エ 責任領域の定性・定量的評価(中長期計画に対する成果を含む)

オ 業務改善の有無、その実効性の評価

非業務執行取締役候補者

上記アからウ

なお、社外取締役候補者については、上記アからウに加えて、法令等で定める要件及び独立性基準並びに兼務の状況及びその影響も考慮しています。

監査役候補者

ア 会社の事業に関する知見

イ 財務・会計に関する適切な知見

ウ 企業価値向上にあたり必要な監査・助言を行う能力・経験

なお、社外監査役については、上記アからウに加えて、法令等で定める要件及び独立性基準並びに兼務の状況及びその影響も考慮しています。

2. 解任

(1)手続

取締役・監査役の解任は、社内規程に定めた解任基準に基づき、独立社外取締役を含む2名以上の非業務執行取締役の助言を経て、取締役会で株主総会議案とすることを決定いたします。

(2)方針

取締役・監査役の解任は、以下の場合に行うことができるとしています。

法令、定款その他社内規程に違反した場合

役員として不正、不当な行為のある場合

上記 に該当し、取締役会で辞任勧告を決議されたにもかかわらず、辞任しない場合

【原則3 - 1(v) . 取締役等の個々の選解任・指名についての説明】

候補者個々の指名理由については「定時株主総会招集ご通知」に記載しております。また、取締役又は監査役の解任を株主総会の議案とする場合は、株主総会において理由をご説明いたします。

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令、定款及び「取締役会規則」において定められた重要事項について判断・決定しております。

一方で、業務執行の機動性と柔軟性を高めるために、取締役会の決定や各種社内規程に基づき、上記以外の業務執行を、取締役等に委任し、この執行状況を適切に監督しております。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、法令及び東京証券取引所の定める独立性基準をもとに、社内規程において、実質的な独立性が担保されるような独立性基準を策定し、同基準に基づいて、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役候補者として選定しております。

す。

【補充原則4 - 11 取締役会のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、取締役会全体について以下の方針を社内規程に定め、取締役候補者を指名しております。

(1)知識、経験、能力のバランス

当社の重要な事業又は管理業務に精通し、それぞれに必要な知識・経験・能力を十分に有する業務執行取締役と多様な専門性を有し取締役会全体の機能を補完する社外取締役で構成する。また、当社の業務に精通しつつ、中立的な立場からの監督・助言をなしうる非業務執行取締役を含むよう努める。

(2)多様性

企業価値向上のための多様性を積極的に考慮する。

(3)規模

定款の定めにより取締役は20名以内とする。

なお、取締役候補者の指名の方針・手続については、原則3-1()において開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況】

当社は社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであるとの観点から、社外取締役・社外監査役が他の会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであると考え、その具体的基準を社内規程において規定しております。

また、補充原則4 - 12 の趣旨に沿って、取締役会の審議活性化のために、その業務に必要となる時間を振り向けられるようにしております。

なお、その兼任状況につきましては、株主総会招集ご通知や有価証券報告書において開示しております。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

1. 分析・評価の方法

当社取締役会は、各取締役及び各監査役への記名式のアンケートを作成・集計し、その回答結果の分析を行いました。その上で、2019年5月の取締役会で取締役会の実効性について議論し、その評価と今後の対応を確認いたしました。

2. 評価結果の概要

上記分析の結果、当社の取締役会の現状に対する各取締役及び各監査役の評価は総じて高く、取締役会の実効性は確保されていると評価いたしました。

特に、自由闊達で建設的な議論・交換が実現できていること、リスクに対する充実した検討が実施できていること、役員自身が会社の目指すところを理解してその実現に努めていることを確認しております。

他方で、重要案件に対する審議時間の確保や社外役員とのコミュニケーション機会の確保等に関して課題があることを認識いたしました。

3. 今後の課題への対応

当社取締役会は、上記議論を通じて認識した課題について今後継続的に取組むことで取締役会の実効性をさらに高めていくことを確認しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

当社は、取締役・監査役が、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるよう社内規程に定めており、実行しております。

(1)各人において、経営数値、会計、会社役員の責任、上場会社の責務、業界・市場・経済の動向、これら全般に係る法令規制等に関する知識の習得に努めることとしております。

(2)当社は、上記を支援するために、主要テーマの他、その時々々の社会動向や個々の役員の能力知識に応じて研修を実施することとしております。特に、新任役員においては、就任後遅滞なく役員研修を実施しております。

(3)上記研鑽や情報収集のために必要に応じ、外部の専門家等の助力を得ることとし、また必要と考えられる費用については、会社が負担することとしております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

1. 代表取締役社長がIR活動全般を統括し、建設的な対話を実現してまいります。

2. 社内体制については、IR担当取締役が関連部署との連携を図りIR活動に関連する情報の取りまとめを行っております。IR担当取締役とIR担当部門は投資家の皆様からの電話や訪問による取材を積極的に受け付け、事業活動や決算等に係る説明を行っております。

3. 代表取締役社長及びIR担当取締役による決算説明会を本決算、第2四半期決算の発表時に開催し、会社の方針や決算等に係る説明を行い、投資家とのコミュニケーションの場としております。また、法定開示(有価証券報告書、事業報告書、計算書類等)のほか、株主通信や当社ホームページにおいて、広くIR情報の発信を行っております。

4. 対話で得られた株主の意見等は、その影響度や重要性に応じて各取締役や関係部門へフィードバックを行い、情報の共有、活用を図っております。

5. 対話に際しては、インサイダー取引の防止に関する社内規程を遵守することでインサイダー情報の適切な管理を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	10,316,800	71.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	351,600	2.43
MSIP CLIENT SECURITIES	288,900	2.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	141,400	0.98
パソコ社員持株会	117,327	0.81
三菱電機株式会社	111,400	0.77
三菱UFJ信託銀行株式会社	90,200	0.62
株式会社三菱UFJ銀行	86,400	0.60

株式会社北陸銀行	74,135	0.51
花井 利次	66,800	0.46

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	セコム株式会社 (上場:東京) (コード) 9735

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	空運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社はセコムグループ企業として「セコムグループ社員行動規範」を遵守し、取締役および社員が一体となって業務の適正化を保持し、少数株主保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

- 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等の関係
当社の親会社であるセコム株式会社は、“いつでも、どこでも、誰もが「安全・安心・快適・便利」に暮らせる社会”を実現する「社会システム産業」の構築を目指し、「セコムグループ2030年ビジョン」を策定しました。このビジョンのもと、暮らしや社会に安心を提供する社会インフラである「あんしんプラットフォーム」の構築を進めております。当社はセコムグループにおいて、空間情報サービス事業を担っております。セコム株式会社は当社の議決権を71.4%所有し、大株主として、当社の経営判断に影響を及ぼし得る立場にあり、取締役3名、監査役2名を派遣しておりますが、当社は事業運営にあたって、当社独自の意思決定に基づき、自らの責任のもとに経営を行っております。
- 親会社等との取引に関する事項
当社は、親会社等との間で資金の借入等の取引を実施しております。当該取引をするに当たっては、少数株主の保護のため、当該取引の必要性及び取引条件が第三社との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高村守	公認会計士											
中里孝之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高村守	○	同氏は、当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に2014年7月まで勤務しておりました。同氏は、当社及びその子会社の監査業務を担当していないこと並びに退職後約5年が経過しており出身会社の意向に影響される立場ではないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。	同氏は、長年にわたり、公認会計士として多数の企業の会計監査に携わり、その豊富な経験と知見から、引き続き当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

中里孝之	○	同氏は、当社と株主名簿管理業務委託などの取引関係のある三菱UFJ信託銀行㈱に2016年6月まで勤務しておりました。出身会社にとって当社との取引は一般取引の範囲に留まること、出身会社の当社に対する持株比率は0.6%(2019年3月31日時点)に留まること及び同氏は退職後3年が経過しており出身会社の意向に影響される立場ではないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。	同氏は、長年にわたり、金融に関する職務に携わるとともに、企業経営の経験を有しており、その豊富な経験と知見から、引き続き当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると考えております。
------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任し、会計監査を受け、会計処理の適正性と経営の透明性の確保に努めております。会計監査人は、期初に監査役会に対し監査計画の説明し、四半期毎の監査報告会において取締役会及び監査役会に対して監査結果の説明・報告を行う等、監査役会との連携を図っております。

各監査役は、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実の有無等の監査に加え、取締役及び主要な使用人と適宜意見交換を行い、会計監査人並びに内部統制評価及びコンプライアンス等の監査を実施する業務監査部と相互連携を図り経営監視の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
笠松重保	他の会社の出身者													
長坂省	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
笠松重保	○	同氏は、当社が金銭を借り入れている㈱三菱UFJ銀行に2003年6月まで勤務しておりました。当社は複数の金融機関と取引をしており出身会社からの借入金、全体の12.3%(2019年3月実績)に留まること、出身会社の当社に対する持株比率は0.6%(2019年3月31日時点)に留まること及び同氏は退職後16年が経過しており出身会社の意向に影響される立場ではないことから、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。	同氏は、長年にわたり、金融に関する職務に携わるとともに、企業経営の経験を有しており、その豊富な経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見から、引き続き当社の監督体制の強化に十分な役割を果たすことができると考えております。
長坂省	○	——	同氏は、長年にわたり、法律の専門家としての職務に携わっており、その豊富な経験と知見から、引き続き当社の監督体制の強化に十分な役割を果たすことができると考えております。なお、当社は、同氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない者と判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新**

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

今後のさらなる飛躍のため、中長期的な業績と連動する評価、報酬体系を取り入れております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対する報酬総額 15名 96百万円
 社外取締役を除く取締役の報酬総額 12名 89百万円
 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人報酬として、44百万円を支給しております。
 年間報酬限度額 216百万円(1989年6月定時株主総会決議)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

上記【原則3 - 1(iii)】取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

電子メールの活用や常時社内ネットワークにアクセスできる環境の提供等により取締役会の開催通知や取締役会資料その他当社のガバナンスに関する重要な事項を常に連絡する体制を整えております。また、取締役会事務局スタッフや監査役室スタッフ等が適宜情報を伝達しております。決算等の適時開示情報を含む重要案件等は常勤監査役又は担当取締役等から社外監査役に対し事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会が業務執行その他の会社の意思を決定し、代表取締役社長を中心に執行役員が構成する経営会議のものと確で迅速に業務を執行し、監査役会設置会社として取締役会及び監査役会が内部監査部門等と連携して取締役及び執行役員の職務執行を監視・監督し、透明性の高い適切・適正な経営監視が可能なコーポレート・ガバナンス体制を整備しております。

トップマネジメントのイニシアティブにつきましては、執行役員のもと本社各部門が現業部門やグループ各社を対象に業務の適正運営、改善、経営効率向上を目的とした監理を行い、業務監査部及び法務部が内部統制及びコンプライアンス運用状況について監査を実施し、これらの情報は直接経営者に届く仕組みとしております。さらに、法務部は、顧問弁護士及び親会社の法務部との連携を図りながら、問題提起、改善を行っております。また、当社は、会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題(コンプライアンスに係る重要な事項を含む)及び事業リスクに関する重要な決定を審査するために、代表取締役社長を委員長とする常設のコンプライアンス経営実行委員会を設置しております。また、当社は、「グループ会社運営規程」を定め、国内外の連結子会社における企業経営の基本に係る事項や重要な業務執行に係る事項等につき、当社の事前の承認を求めるとともに、当社グループの社会的な信用・信頼が失墜する事案が発生した場合又は発生するおそれがある場合等には速やかに当社に報告することとし、当社グループのガバナンス体制の強化を図っております。

各機関等の活動状況は以下のとおりです。

1. 取締役及び取締役会

取締役会は、取締役10名(社外取締役2名を含む)で構成され、監査役4名(社外監査役2名を含む)も出席し、原則として毎月1回開催しております。当事業年度の取締役会は、臨時取締役会を含めて16回開催いたしました。

取締役会では、重要事項についての意思決定、経営方針及び業務執行方針の決定並びに取締役の職務執行の監督を行い、自由闊達な意見交換による実効的な運営に努めています。

当社では、経営判断の機動性と経営責任の明確化のため、取締役の任期は1年としており、また、監督機能を高めるため、社外取締役2名を独立役員に指定しております。

2. 執行役員及び経営会議

当社では、執行と監督を分離し、迅速かつ機動的な業務執行を目的として、2019年4月1日より執行役員制度を導入しております。

執行役員は、任期を1年とし、その選任及び解任は取締役会の決議事項としております。執行役員は、経営会議等規則に基づき、経営会議の構成員として当社グループ全体の経営及び事業推進に係る重要事項に積極的に関与するとともに、担当する業務について執行する権限と責任を担っております。各担当する業務の執行については、適宜、取締役会及び経営会議に報告しております。

経営会議は、執行役員及び取締役の13名で構成され、常勤監査役1名も出席し、原則として毎月1回開催しております。なお、当事業年度の経営会議は、社外取締役を除く取締役8名で構成され、常勤監査役1名も出席し、12回開催いたしました。

3. 監査役(監査役会)

監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、計画的に当社各部門及びグループ会社を訪問し、業務の適法性、適正性について監査しており、その結果は本社主管部門へ情報提供され、経営改善につなげております。

各監査役は、監査役会において意見交換し、取締役の職務執行の適法性、適正性について議論しております。各監査役は幅広い経営知識を有しておりますが、さらに監視機能を高めるため、社外監査役2名を独立役員に指定しております。

当事業年度における監査役会は13回開催いたしました。

4. 会計監査人との連携

会計監査人として、有限責任あずさ監査法人を選任し、会計監査を受け、会計処理の適正性と経営の透明性の確保に努めております。会計監査人は、期初に監査役会に対し監査計画を説明し、四半期ごとの監査報告会において取締役会及び監査役会に対して監査結果の説明・報告を行う等、監査役会との連携を図っております。

5. コンプライアンス体制

グループコンプライアンス体制については、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス経営実行委員会が領導し、コンプライアンスの重要性について、当社グループの「経営理念と社員行動憲章」に定め、社内研修等の都度、従業員全般に周知徹底しております。加えて、昨今、日本、諸外国で汚職防止法、競争法などが強化されていることを踏まえ「パスコグループ グローバルコンプライアンスポリシー」を定め、海外を含む当社グループ全体において一貫性のあるコンプライアンス経営を推進しております。また、取締役会においては、社外監査役が必ず出席し、コンプライアンスの視点より業務執行の決定に関する議論をしております。

6. 情報開示

情報開示につきましては、経営内容の透明性を高め、ステークホルダーの皆様の信頼にお応えできるよう、迅速な開示に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役(監査役会)及び社外取締役の機能を有効に活用して上記の諸施策を実施することでガバナンス体制の向上を図っており、これにより経営監督機能と業務執行機能の強化が可能になるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知記載事項の正確性を確保しつつ、検討期間を確保するよう、法定期日より前倒し、株主総会開催日の3週間前を目安に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	親会社と協調して、株主総会開催日を集中日より回避し、株主の株主総会出席機会を確保しております。
その他	現在は招集通知発送日前日に、東京証券取引所及び当社ホームページに招集通知データを掲載いたしておりますが、株主総会開催日の3週間前を目安に掲載するよう努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	1. 開催時期：年2回 期末決算発表後(1～2週間後) 2. 開催場所：東京証券取引所 3. 開催内容：決算、業績見込及び事業方針の説明	あり
IR資料のホームページ掲載	1. URL: https://www.pasco.co.jp/ 2. 掲載内容 決算短信、有価証券報告書、四半期報告書他	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載のとおり、当社は、株主の権利の尊重と全てのステークホルダーとの協働に努めております。役職員に対し、「セコムグループ社員行動規範」の遵守を義務付け、また「パスコグループ社員の行動憲章」を行動や意識の礎として、社内規程でステークホルダーの立場を尊重するよう規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は事業を通じて「安心で豊かな社会システムの構築」に貢献することを経営理念の筆頭に掲げており、災害、環境対策等の取り組みは社会的使命と捉えて企業活動を行っております。ホームページでは、CSR(環境・社会貢献活動)で災害撮影や環境防災関連商品等を掲載し、事業活動における社会貢献や災害・環境対策に取り組んでおります。 これらの活動により、本業の計測技術と、空間情報処理技術を駆使した災害復旧支援活動が評価され、公益社団法人日本フィランソロビー協会から「いのちを救うバードアイ賞」を受賞しております。 https://www.pasco.co.jp/csr/ また、当社では、環境保全規程等を定め、全社的に環境保全に取り組んでおり、環境負荷低減を推進するため、ecoカーの採用等も含め、ISO14001を取得し、その要求事項に適合した統合マネジメントシステムを全社に推進しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第5項に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」についての基本方針を決議（2017年4月21日開催の取締役会において決議）しており、当該基本方針に基づき内部統制システムを構築し適切な運用を行っております。

1. 総論

本決議は、会社法第362条第5項に基づき、代表取締役社長により具体的に構築される当社の内部統制システムの基本方針を明らかにするものである。本決議に基づく内部統制システムの構築は各担当部門長の下で実行され、不断の見直しにより改善が図られるものである。

2. 取締役と使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員はセコムグループの一員として、法令・定款遵守（コンプライアンス）を含む職務執行の行動基準である「セコムグループ社員行動規範」に基づき行動することが求められる。「セコムグループ社員行動規範」は、親会社であるセコム株式会社が創業以来培ってきたセコムの理念をもとに、すべての役職員の公私に亘るあり方と具体的な日々の職務執行における行動基準（反社会勢力との関係遮断を含む）を定めたものであり、すべての行動の根幹となる規範である。当社におけるコンプライアンスの運用体制は次のとおりである。

(1)当社の事業にとって不可欠な要件は、法令・定款の遵守はもとより、その精神に基づいた、より厳格な組織運営を行うことにある。これを実践するべくグローバルに法令遵守水準の維持・改善に責任を有するコンプライアンス統括責任者を置くとともに、コンプライアンスを含む行動規範の第一線の推進者は一人ひとりの社員であるという考えに基づき、その指導推進は各組織ラインの責任者が行い、代表取締役社長が全社を統括する。

(2)各分野別の責任を持つ部門長は、特に自らの担当する分野の関連法規及び当該法規の業務運営との関連について精通し、法改正等への対応策を代表取締役社長に提案する責任を有する。法務部その他の関連部署はこれらを支援し横断的に整合を取る。

(3)代表取締役社長の命により業務監査部が適時組織横断的に査察し、法令及び当社規程の遵守を推奨することにより士気を向上させるとともに矯正すべき事項を指摘する。査察の結果は代表取締役社長に直ちに報告される。

(4)役職員は行動規範に反する行為を知ったときは臆することなく、しかるべき上司に報告する義務を負っているが、報告しても是正措置がとられない場合や報告することが困難な状況にある場合等のときは、法務部に通報できる社内通報窓口（ほっとヘルプライン）を設置する。また、匿名の通報を希望する者のために、外部弁護士による「社外通報窓口」を設けている。この通報により通報者は何らの不利益も受けず、そのことは秘密事項として扱われるとともに直ちに必要な調査が行われ適正な処置がとられる。

(5)会社組織の維持発展の要である組織風土に関する重要な問題（コンプライアンスにかかわる事項を含む）を審査し、事業リスクに関する重要な決定を行うため代表取締役社長を委員長とする常設のコンプライアンス経営実行委員会を設置する。コンプライアンスにかかわる重要な事項の制定・改正は、コンプライアンス経営実行委員会での審議のうえ、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

(6)財務報告に係る内部統制については企業会計審議会の基準に従い基本的計画及び方針を決定し評価を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録・決裁文書など）は、当社規程に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む）を行い、必要に応じて運用状況を検証し、見直しを行う。

(2)上記(1)の規程等の新設、重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社はリスク管理規程を定め、事業リスクに対応する管理態勢を整備し組織的・継続的に監視することを徹底するほか、リスクごとに管理責任を明確にし責任者を選任する。当該責任者は次の責任を有する。

あらかじめリスクを想定・分類する

有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する

日常的なリスク管理状況の監査を実施する

(2)同責任者は、代表取締役社長、取締役会、監査役会にリスク管理に関する事項を報告する。

(3)リスク管理規程の重要な改変は、監査役の意見を得て取締役会の承認を得るものとする。

当社のリスクを次のとおり分類する。

・ハザードリスク（災害・事故等）

・戦略リスク（事業戦略・計画等）

・業務リスク（業務事故・取引事故等）

・報告リスク（財務報告・公的報告等）

・コンプライアンスリスク（法令・内規等）

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)全取締役は、取締役会における経営上の意思決定、取締役の執行上の意思決定その他すべての業務運営の基本となる理念を共有するため、「経営理念と社員行動規範」を基軸とする運営・執行を行う。

(2)当社は取締役の職務の執行にあたり、全社総力を結集するため、ITを駆使したシステムによって即時にその徹底を図る体制をとる。また、示通達の周知や決裁文書による個別意思決定、執行のためのITシステムを整備し、速やかに徹底・実行できる体制とする。

(3)当社は中長期の「事業ビジョン」を共有し、その実現に向けて年次事業計画を取締役会で策定、その進捗を取締役会で審議する。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)親会社との関係に係る体制

当社は、上場会社として独立した立場で経営の決定を行なう。

パスコグループ各社は「経営理念と社員行動規範」を基本理念として、グループの役職員が一体となって適正な業務運営に努める。

セコムグループ総体としての事業ビジョン達成に向けグループシナジーを高めるため、重要意思決定についての親会社との事前協議・承認事項の整合、重要事項報告の確認を明確にする。

(2)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の役職員は子会社との間のグループ運営において「グループ会社運営規程」に基づき行動する。

パスコグループ各社は、その規模・業態・グループ戦略上の位置づけ等をふまえ、業務の適正を確保するための当社の体制に準じて必要な整備を行う。

当社の代表取締役社長は業務監査部に命じ、必要に応じて子会社を査察するものとし、子会社は親会社である当社の査察を受け入れ、その指導を受けるとともに、当社と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び事業リスクの把握に努める。

子会社各社の役職員がコンプライアンスに反する行為を知ったときに当社の法務部に通報できる社内通報窓口（ほっとヘルプライン）を設置する。

重要な子会社については当社の監査役が訪問し、内部統制に関する監査を実施する。

当社監査役会は、グループ各社の監査役と緊密な連絡をとり、情報の共有を図る。

(3)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社の代表取締役社長は、子会社の社長及び監査役等と緊密な連絡をとることにより、グループ情報及び運営理念の共有化を図り、グループ

総体の内部統制にかかわる諸問題の討議等を行い、業務の適正に努める。

(4)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

パスコグループ各社は「リスク管理規程」に則り、事業リスクに対応する管理態勢を整備するとともに、「グループ会社運営規程」に則り、運営管理事項の報告を行う。また重要事項発生時には当社に遅滞のない報告を行い当社の統制下で適切な対応をとる。

(5)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため体制

パスコグループ各社はITを駆使したシステムによって職務の執行にあたるとともに、パスコの情報セキュリティ基本方針に則り運営管理及び経営情報等についてIT統制を行う。またその運用状況について適時に親会社である当社の査察を受けるものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人が必要な場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。

8. 上記7. の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役補助者の評価は監査役が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(2)監査役より、監査業務に必要な命令を受けた補助者はその命令に関して、取締役、使用人の指揮命令を受けず、また報告義務も負わない。

9. 監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社の役職員が監査役に報告すべき事項は、監査役会と協議のうえ次のとおりとする。

ア 経営及び財務並びに事業遂行の状況

イ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

ウ 重要な訴訟・係争に関する事項

エ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項

オ 重大な法令・定款違反

カ 社内通報窓口(ほっとヘルプライン)の通報状況及び内容

キ コンプライアンス経営実行委員会その他で決議された事項

ク その他コンプライアンス上重要な事項

当社の役職員は、社内通報窓口(ほっとヘルプライン)により法務部を通じて監査役へ報告する体制とする。

(2)当社の子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員等の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

パスコグループ各社の役職員は、社内通報窓口(ほっとヘルプライン)により法務部を通じて当社の監査役へ報告する体制とする。

10. 上記9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

報告された内容は、「内部通報制度運用規程」に則り、秘密事項として扱われ報告者は何らの不利益も受けず、直ちに必要な調査を行い適正な処置をとる。

11. 会社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役会に対して、監査役が職務の執行について生ずる正当な費用の前払又は償還を受ける機会を保障する。

12. その他監査役が職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1)当社の監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われるようにする。

(2)当社は、監査役会に対して、独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「内部統制システムの基本方針」に記載の「セコムグループ社員行動規範」において、反社会的勢力といかなる関係も持たないことを掲げ、当社グループにおいても、経営理念とパスコグループ行動指針の基本理念の中で「社会的に公正であることを判断基準として、法令遵守、社会倫理を尊重し、常に正しさを追及する」を掲げ、かつ、反社会的勢力排除に向けたマニュアルを規定し、役職員が一体となってこれを遵守し、業務に努めております。なお、(社)警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力の排除と被害防止活動を積極的に推し進めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社法施行等により、コーポレート・ガバナンスは、当社においても内部統制システムの整備等より充実したものとなりつつありますが、コンプライアンス経営のより一層の推進・内部監査機能のレベルアップ等全社を対象とした意識向上と継続的な見直し・教育の機会が大切と考えております。

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、株主・投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの信頼と支持が得られるよう適時・正確・公平かつ迅速に開示することを基本方針としています。

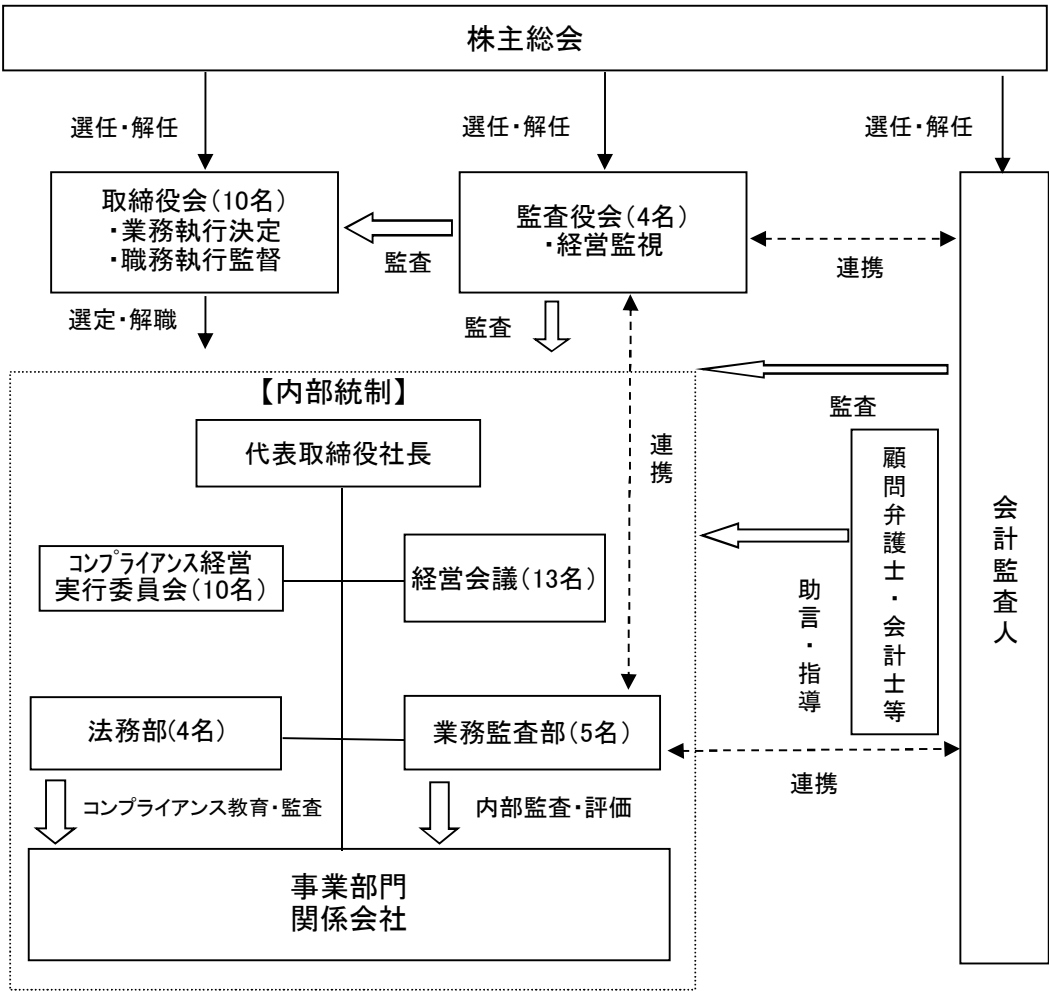
また、会社法、金融商品取引法、各種法令及び証券取引所の諸規則を遵守し、「適時開示規則」に該当する情報その他有用な情報を迅速に開示することとしております。

2. 適時開示に係る社内体制の状況

重要な会社情報（子会社に係る情報も含めて決定事実、発生事実及び決算情報等）について、グループ経営部、法務部、総務部等で協議し、「適時開示規則」に従って、取締役会又は代表取締役社長の承認を得て、公表内容、時期及び方法を決定します。

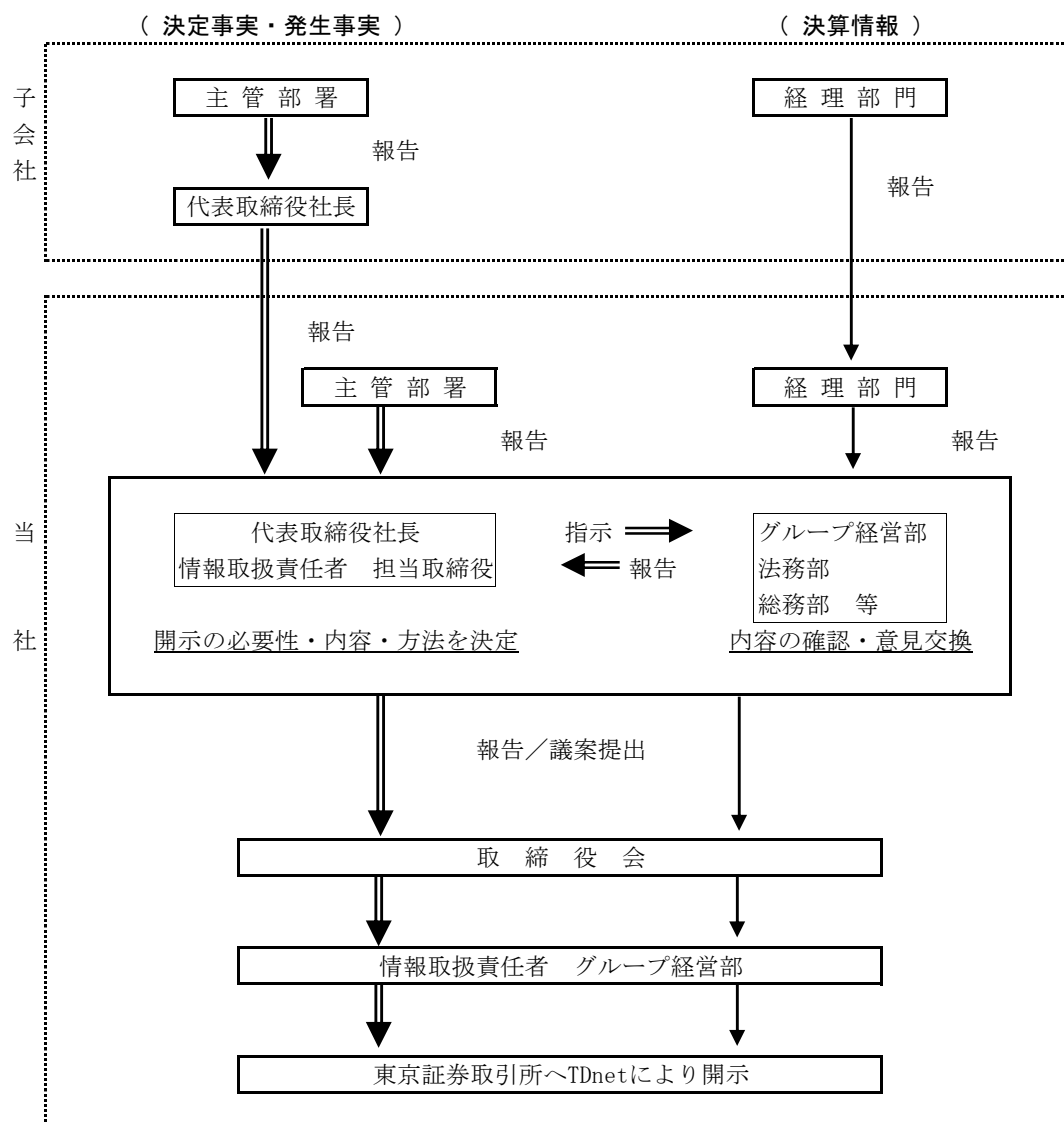
リスク管理規程を定め、様々な事象の発生情報は迅速に代表取締役社長及び担当部署に報告される体制を整え、確かな情報の収集を行っております。

<コーポレート・ガバナンス体制図>



3. 適時開示プロセス

当社グループの開示体制の概要図



(注) 1. 代表取締役社長が緊急な開示が必要と判断した場合は、取締役会への報告・審議が事後となることがあります。

2. TDnetへの登録に加え、兜倶楽部への資料投函、当社HPへ掲載を行います。